



## 【カニなどの海産物の送り付け商法に注意！】

### 事例



突然知らない業者から電話があり「北陸の地震で、水産業者の被害が大きかった。水産業者を助けると思ってカニを注文してもらえないか。代金は2万円で、代引きで払ってくれたらよい。」と言われた。地震で苦しんでいる業者のためにと思い、注文した。電話を切った後で家族に相談をしたら、「粗悪なカニかもしれない。キャンセルした方がよい。」と言う。しかし、相手の連絡先も分からず、どうすればよいか。

### アドバイス

着信履歴などで相手の電話番号がわかれば、**キャンセル**を申し出てください。電話勧誘で注文したのであれば、**クーリング・オフ**ができます。キャンセルができずに商品が届いた場合は、**送り状の写真を撮る**などして、相手の**会社名、住所等**を控え、その上で**商品は受け取り拒否**し、クーリング・オフの通知を出してください。また、**注文していないのに勝手に送ってきた**場合は、「ネガティブオプション」に該当し、**受け取った側は自由に処分してよい**とされています。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、勧誘のトラブルが多くなる可能性があるのでご注意ください。

【問題】 突然電話で勧誘され、よく考えず商品を注文してしまった。後から考えるとキャンセルしたかったが、商品が届いてしまった。あきらめて商品を受け取った。

【回答】 **×**

電話勧誘で注文した商品は、**クーリング・オフ**ができます。届いてしまっても、**受け取り拒否**をし、**送り状などから相手の連絡先を控え、クーリング・オフの通知**を出しましょう。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は  
**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所: 鎌ヶ谷市役所2階 商工観光課内

電話: 047-445-1246

時間: 平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

